

【協議第3号】

阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿見町地域公共交通活性化協議会規約第13条第4項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、阿見町総務部企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、阿見町総務部企画財政課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、阿見町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、阿見町において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者				
阿見町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	<table border="1"><tr><td>会 長 之 印</td><td>性 化 協 議 会</td><td>公 共 交 通 活</td><td>阿 見 町 地 域</td></tr></table>	会 長 之 印	性 化 協 議 会	公 共 交 通 活	阿 見 町 地 域	てん書	21mm×21mm	会長名をも って発する 文書	1	事務局長
会 長 之 印	性 化 協 議 会	公 共 交 通 活	阿 見 町 地 域							